

おくの義務教育学区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
小坂	R2-おくの-1	1.道路整備計画について 国道408号線から鎌倉街道へつながる市道7号線についてです。T宅から南海プリーツ手前までの坂道の拡張等の工事は昨年度10月から3ヶ月超で一応終了したが、今年度は南海プリーツからK宅にかけてU字溝等の設置に工事は行われるのか伺います。	昨年度は坂の擁壁部のみ施工いたしました。今年度につきましては、その擁壁部のU字溝設置を含めた道路改良工事を実施しております。また、用地交渉も進めているところですが、相続等の課題もあり、時間を要しているところです。 今後につきましては、国からの交付金が近年要望額に対し、6割前後の交付にとどまっております。大変厳しい状況ではございますが、引き続き用地補償及び工事を進めていけるよう、国・県と協議してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	建設部	道路整備課
小坂	R2-おくの-2	2.国道408号線に歩道の建設について 国道408号線沿いには歩道がとぎれとぎれとなっていて、小坂城址の下の408号線沿いも歩道がありません。樹木も多く茂り、夏の国道沿いの除草作業等もそれなりの作業で終わっています。通行する人はいますので、事故が発生する前に歩道の建設を、また、のり面の崩れ防止のためにもお願いいたします。	道路管理者である竜ヶ崎工事事務所から回答をいただきました。 本県に対しまして、各市町村より歩道整備要望が多数挙がっており、優先順位をつけて対応している状況にあることから、現在、整備を行っている箇所を進捗や管内の歩道整備要望箇所についての状況を見極めたうえで、検討してまいりたいと考えております。	建設部	道路整備課
小坂	R2-おくの-3	3.国道408号線(奥野地区)の樹木等の整備について クリーンセンター入口から小坂団地入口までの国道沿いの除草、樹木伐採が年々簡略化されているようです。国道408号線の両側は大変荒れています。よく地権者が整備してくださいと言われますが、コンクリートの境界線印が打ち込まれていますので本来は県がやるべきではないのだろうか。是非整備のほどお願いいたします。	道路管理者である竜ヶ崎工事事務所から回答をいただきました。 除草作業につきましては、上半期及び下半期の毎年度2回にわたり実施しているところでございます。仮幅につきましては予算の都合上から、路肩より70cmとさせていただきます。しかし、草の繁茂が著しい箇所については、別途相談いただければと考えております。	建設部	道路整備課
小坂団地	R2-おくの-4	1.空き家・空地対策について 空き家については市から管理された空き家・無管理の空き家の一覧表が提示され大変解りやすくなりました。 ①管理された空き家についての誘致活動に力を入れていただき、団地の活性化に繋がれば、と考えております。 ②無管理で崩壊の恐れのある空き家については市からある程度強く求めていただくと助かります。 ③一方空地についても毎年草刈りをされている空地と周りに迷惑ほど草だらけの空地が存在します。後者について市からある程度強く求めていただくと助かります。 (団地内景観を損ね空き家誘致にも影響すると思っております)	①管理されている空家等に対しては、土地や建物所有者の方へ平成31年度から、市から発送している固定資産税通知書に「牛久市空家バンク」制度等のチラシを同封して売買を通じた活用等を促しております。現在、小坂団地行政区内では2件の売買が成立して活用に向けた改装などが行われております。 ※現地確認物件：小坂町1929-18、小坂町1957-9 ②管理不全で特に著しく周辺環境等へ影響を及ぼしている空家に対しては、「特定空家等」へ認定して、国の法律による措置を実施しているところです。 小坂団地行政区内においても、「特定空家等」へ認定した物件がありますが、一部改善された例、撤去解体などの完全解決された例、解決に向けて少しずつではありますが現在進んでいるところもございます。 今後も粘り強く所有者の方と向き合いながら、管理不全からの改善が進まず周辺環境に影響を及ぼしている物件に対しては「特定空家等」への認定等も視野に入れながら進めてまいります。 ※現地確認物件：小坂町1959-53、小坂町1957-92、小坂町1890-23 ③草だらけの空き地 当市が受託している空き地の除草は年2回実施しています。その期限は1回目7/20、2回目10/31となっております。今年度は当該行政区内の81筆を受託しています。 これ以外で雑草が繁茂する空き地がありましたら、環境政策課までご連絡をお願いします。	建設部 環境経済部	①空家対策課 ②空家対策課 ③環境政策課
小坂団地	R2-おくの-5	2.小坂団地商店会街路灯一部の市への移管について 小坂団地内の小坂団地商店会所有の街路灯の内、一部(別紙参照)について、街路灯の市への移管をお願いしたい。 団地内には商店会所有の街路灯が数多くあり、特に中央通り(バス通り)には、市のLED防犯灯は1本のみであり他は商店会街路灯が照らしてくれている。 現在、商店会会員数も少なくなり、当該街路灯の電気代負担も大きくなっている。よって、団地各入口に位置する街路灯を市で引取っていただけないか、また、渡辺運送についてはすでに存在しない(廃業している)ためである。	商店会設置の街路灯につきましては、防犯灯とは目的の異なる照明設備であり、移管を受けることはできません。設置者の責任で管理をお願いいたします。今後、商店会の街路灯が撤去される場合は、行政区と調整しながら防犯灯設置を進めていきますのでご理解をお願いいたします。	市民部	地域安全課

おくの義務教育学区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
小坂団地	R2-おくの-6	3.小坂団地外周では倒木の恐れあり 小坂団地外周には数カ所の山林があります。家のすぐそばに大木があり台風時大変危険です。実際に折れた場所もあります。持ち主に伐採等の処置をしていただけないでしょうか。秋は枯れ葉の清掃も大変になっています。	【環境政策課】 B、Cの2ヶ所については、所有者に対し行政区の意向を踏まえ、道路沿いの樹木管理をお願いする文書を7月15日に発送しました。 【農業政策課】 山林所有者に対し、適正な管理をしていただくよう周知してまいります。 【文化芸術課】 小坂城跡部分については、高木伐採・高枝剪定を不定期ではありますが実施しており、今後も地元からの要望と城跡の保存の両立を図っていきます。また、今回の要望については管理をお願いしている小坂城跡管理組合とも協議します。	環境経済部 教育委員会	環境政策課 農業政策課 文化芸術課
小坂団地	R2-おくの-7	4.道路舗装のお願い 八紘(株)様と小坂団地の境になっている道路は八紘(株)様の堀から1mは舗装されておらず毎年草刈りをしていただいています。一時的にはいいですが通行上大変不便を感じています。以前からお願いはしていますが、実施されるのかされないのか不明です。ぜひ再度ご検討の程お願いします。	延長も長く、場所によっては法面になっているところもあり、早期の舗装整備は、困難であると考えております。引き続き、草刈りを実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	建設部	道路整備課
向原		なし			
奥原	R2-おくの-8	1.クリーンセンター入口へに信号機設置について (R1より継続要望) 国道408号線から牛久クリーンセンターに入る道路への信号機の設置。※個人利用者の増加に伴う通行量増加のため。	御指摘の箇所は昨年度も要望をいただいております。昨年7月に要望書を牛久警察署へ提出してあります。しかし、公安委員会から設置の意思決定を受けられませんでした。今年度も引き続き牛久警察署へ要望していきます。	市民部	地域安全課
奥原	R2-おくの-9	2.奥野郵便局付近T字路の安全対策について (R1より継続要望) 奥野大橋から国道408号線に入るT字路の安全対策について、信号機の設置又は現行のカーブミラーの交換等をお願いしたい。※奥原工業団地への通勤者等の増加に伴い、朝夕の交通量が増え、事故が多発している。	信号機の新設につきましては、県公安委員会と県警の管轄ですので、地元の皆様から設置要望があることを牛久警察署へ要望します。 カーブミラーの交換については、劣化した鏡面を確認し交換工事を完了しております。	市民部	地域安全課
奥原	R2-おくの-10	3.自走式草刈り機について 大和田行政区から要望のある自走式草刈り機の購入に賛同します。	自走式草刈り機の貸し出しの本来の目的は、農業者の農作業の負担軽減と周辺農地の適正管理を行うこととし、有料で貸し出しておりました。しかしながら、行政区単位で同様の作業をする場合に限り、公に資するものとして特別に無料としておりました。 現在は、自走式草刈り機の耐用年数も超えており、貸し出し時の故障が多発しているのが実情で、貸し出し自体が困難な状況になってしまいました。 そのため、今後は本来の目的どおり、農業者への有料貸し出しに限定し、使用の限界を超えた時点で自走式草刈り機の貸し出しの終了を考えておりますので、新たに購入し、貸し出しを継続することは考えておりません。	環境経済部	農業政策課
中央		なし			

おくの義務教育学区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
大和田	R2-おくの-11	<p>1.耕作放棄地の解消のため「自走式草刈機」の提供について 奥野地区においては、耕作放棄地や荒れた空地が散見される。市から指導されても、土地所有者にはいろいろな事情があるので草刈りをしていないようだ。そのため、環境を守りたいボランティアは刈払機作業しているが、土地が広くなればなるほど作業に時間がかかり体力的に無理がある。そこで、作業効率がよい「自走式草刈り機」を市で購入し、無料貸出していただきたい。(今回はタウンミーティングで3度目の要望である。)今回も拒絶するのであれば、耕作放棄地解決のため具体策を提示していただきたい。 ①市に購入していただきたい自走式草刈機は、軽トラで運搬できるタイプで、価格は40～50万円。平地を刈るタイプ。 ②市は以下の理由で拒絶してきたが、それぞれについて、反論する。 ・「危険である」とのことだが、最初に経験者から指導を受ければ、女性でも操作できる。平地を刈るタイプなので、危険度は小さい。 ・「故障が多く、修理費がかさむ」とのことだが、他のエンジン付き機械と同様に、連続使用を避けて普通に扱えば致命的な故障は少ないはず。 ・「牛久市は大型プロジェクトを行っており、予算を厳しくやっている」とのことだが、今年度から「環境美化推進員制度」を廃止したので、年間170万円以上節約したことがある。(24,000円/行政区×74行政区＝1,776,000円)予算を厳しくやっていただくことは結構なことだが、スクラップ・アンド・ビルドの考えを採用して欲しい。 ③本件を、市民活動課に問い合わせたことがある。詳細は市役所のホームページに掲載されているので、参照願いたい。 ・「不法投棄や通学路の妨げになる等の苦情は今のところいただいておらず、併せて各行政区からも同様のご意見や要望については、いまのところ届いておりません。」とのことだが、市民活動課ではなく別の課に相談したこともある。また、ボランティアが、市に相談しないで、自助努力として草刈りをして問題解決していることもある。今回のタウンミーティングで他の行政区からこのような意見や要望がある場合は、自走式草刈機を購入する方向で再考していただきたい。 ・「肩掛け式の草刈り機・・・による活動をしていただいている」とのことだが、道具は、その場所に適した道具を使うのが望ましい。ある程度の広さになれば、自走式草刈機の作業効率は肩掛け式の草刈り機(仮払機)の3倍以上になる。ボランティアは必ずしも若くないので、労力を省力化する機械を提供していただきたい。 ④最後になるが農村地区の行政区としては、自助努力をしていることを申し添える。遊休農地あるいは現在耕作中の田畑については、住民と就農者が共同で草刈り等をして維持管理する動きがある。具体的には市役所農業政策課のご協力を得て、今年度から、大和田、島田、奥原行政区において「多面的機能支払交付金制度」を使えるようになった。</p>	<p>市では、耕作放棄地対策として、農林振興公社における中間管理事業の活用や新規就農者対策等を推進しており、又、農業生産法人グリーンファームの設立や民間企業の農場誘致等に取り組み耕作放棄地の解消をしてきております。この対策は、ただ単純に耕作放棄地をきれいにすればよいものではなく、きちんと作物を耕作し、田んぼや畑を存続していくことにあり、単純に草を刈り取ればよいものではありません。市で貸し出している自走式草刈機の趣旨は、単純に草を刈るためではなく、草刈り後、耕作するための貸出となっています。 再度になりますが、牛久市農業機械の貸出しに関する要綱における自走式草刈機の貸し出しについて、市内の農業者に対する農地の適正な維持管理及び、作業効率向上を目的としており、自分の所有している土地及び借地し管理している土地が前提であるため、他の所有している耕作放棄地や空き地の為の貸出は牛久市農業機械の貸出しに関する要綱の趣旨に合わず、また、私有地は所有者の責任で維持管理をするべきであり、機器の貸出として、私有地の維持管理を市が負担するべきではありません。 また、自走式草刈機の使用については、本機の例ではありませんが、、周りにネットをはり、最新の注意を払い作業をしていますが、飛び石で車等に損害を与えてしまう事故が起こっております。 以上の要綱の趣旨や現状を踏まえすと、今後、自走式草刈機を購入し、改めて、貸し出しを行うことはしない方針です。 耕作放棄地については、今後も効果的な対策を検討し充実させて行くように、今後も務めてまいります。 今後とも市行政に対して、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	環境経済部	農業政策課
大和田	R2-おくの-12	<p>2.不法投棄監視カメラの貸出について 市から提供された不法投棄禁止の立て看板を設置しているものの、山林の同じ場所に常習的にゴミを放棄され、困っている。提案だが、市が監視カメラを購入し、1ヶ月程度貸出してもらいたい。(鹿嶋市では貸出をしている。)トレイルカメラ・自動撮影カメラ・センサーカメラ・野生動物カメラなど呼ばれている製品があり、比較的安価で、乾電池を使い、夜間撮影ができ、録画時間が長く、防水機能もついている。</p>	<p>現在、当市では監視カメラを所有していますが、市民への貸出を想定してございません。不法投棄の事案は市内全域に及んでおり、カメラの台数に限りがあることやカメラが破損した場合の補償問題もあります。不法投棄の予防等の対策については、まず自主防衛を講じていただくことが基本であるとの考えからでございます。 ただ、御指摘のとおり、技術の進歩により、カメラの性能は年々上がっており、価格も下がっています。また、個人でも安価に購入できる製品が出てきています。 このような現状も踏まえながら実態に沿った対応を検討して参りたいと存じます。 今後とも環境行政にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 ※鹿嶋市に確認したところ、貸出は行っていないとのことです。</p>	環境経済部	廃棄物対策課

おくの義務教育学区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
大和田	R2-おくの-13	<p>3.おくの義務教育学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥野小学校、牛久二中が廃校にならず、おくの義務教育学校として開校したことについて、多大なるご尽力された関係者に感謝する。令和2年度の牛久市予算をみると、おくの義務教育学校を特色のある学校にしようとしていることがわかる。 ・クラス数が少ないのにも関わらず外国人英語補助教員(ALT)を2名にしている。仄聞したところによると、英検の合格人数は多いし、リトアニア大使が来訪しても臆することなく対応しているとのこと。 ・理科、科学教育にも力を入れていただきたい。 ・9学年の学校をうまく利用して、更にレベルアップして成果を出し、学区外の児童生徒数を増やすようにしていただきたい。 	<p>小規模特認校制度により学区外から通学できるよう、生涯学習センター及び牛久運動公園発着のキャンパスバスを運行しています。その結果学区外から今年度82名の児童生徒を迎えています。</p> <p>昨年度リトアニアの学校と奥野小の子供たちが、「海の豊かさを守ろう」などをテーマに意見交換を重ねる交流をしてきました。そして1月にはリトアニアの駐日大使が来校し、交流の機会がありました。この交流の成果として、「豊かで壁のない世界」というメッセージを込めた壁画を、両校の子どもたちで半分ずつを作成し、一つの作品としました。この作品は東京オリンピックの会場に掲示される予定です。</p> <p>また、昨年度の牛久二中の1年生は、「住み続けられるまちづくり」などをテーマに過疎化と少子高齢化の進む地域の課題を解決することを目的とした学習に取り組みました。</p> <p>これらの学習におけるテーマは、国連において、世界のリーダーたちによって決められた国際社会共通の目標・テーマであり、SDGs17の目標と呼ばれるものです。</p> <p>奥野というと、ALTが2名配置されていたりと、英語の特色は目に留まりやすいですが、(国連の専門機関であるユネスコの認定を受けた、ユネスコスクールでもあるということも大きな特色になっており、)国連の掲げるこのSDGsの取り組みを積極的に取り入れていることも大きな特色の一つとなっています。そこでは、ある教科の偏る学習というよりは、さまざまな教科を横断的に学習するということが積極的に行われています。</p> <p>学校を核として学校と地域が連携・協働することで、地域全体がともに学び合い、未来を拓き地域を担う人が育つ、「学びの共同体づくり」を目指して行きたいと考えております。</p>	教育委員会	学校教育課 指導課 教育企画課
久野	R2-おくの-14	<p>道路整備について</p> <p>平成29年度に要望しました市道1793号線(通称辺田道)の久野町2435番地から2431番地間の約120mについて、確認させていただきます。</p> <p>当時市からの回答では、市道55号線の工事を優先した後と回答いただきました。まもなく市道55号線の工事が完了する予定と思いますが、要望している市道1793号線工事の計画はいつ頃の予定になるのかお聞きいたします。</p>	<p>市道55号線を現在整備しており、令和3年度に完了できるよう努めてまいります。その後市道1793号線の事業化を考えておりますが、当該路線は、国の交付金事業での実施が難しい状況であります。国・県とも協議し、他の事業(今年度のタウンミーティングだけでも20行政区から24路線の拡幅などの整備要望あり。)とも調整しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	建設部	道路整備課
報徳	R2-おくの-15	<p>1.草刈り機の貸出について</p> <p>市民活動課にて自走式草刈り機の貸出を行って欲しい。</p>	<p>現在、行政区長を中心とした区民による草刈り活動をして頂いていることですが、肩掛け式草刈り機により作業を実施して頂いていると認識しております。</p> <p>行政区としての草刈り作業が年間、3回程度と回数も少なく、主に道路脇の草刈りが主なもののことでしたので、使用場所が限られることや使用頻度が少ないため、今後も肩掛け式草刈り機による対応をお願いします。</p> <p>市民活動課といたしましては、各行政区から道路脇等の草刈り要望がございました際には、これまで同様迅速に担当課と連携を図り、検討してまいります。</p>	市民部	市民活動課
報徳	R2-おくの-16	<p>2.未舗装生活道路の舗装について</p> <p>生活道路の未舗装道路の舗装について、「私道の舗装はやりません」との回答をいただいておりますが、私道を市道に変更することで舗装工事を実施していると思います。</p> <p>市民生活を向上させるために、市が地主さんに「私道を市に寄付して舗装工事をさせていただけませんか」と働きかけていただきたいと思っております。</p>	<p>私道につきましては、所有者において整備・管理等を行っていただいております。</p> <p>また、寄付につきましては、所有者から寄付の申し出があった場合に、現場の状況や道路用地部分が分筆されているかなどについて、十分検討したうえで受入の判断をしていくこととなります。</p> <p>現在、牛久市で管理している道路は約774kmあり、そのうち未舗装の道路が約238kmと3割もあるのが現状です。舗装するにあたっては、原則として雨水排水についても併せて整備する必要があると考えており、排水先の確保など課題も多く、早期の整備は困難な状況となっていることもご理解をお願いいたします。</p>	建設部	道路整備課
島田	R2-おくの-17	<p>1.国道408号線の歩道について</p> <p>昨年のタウンミーティングでも要望しましたが、国道408号のT宅付近の歩道が一部途切れており、大変危険な箇所となっています。竜ヶ崎土木に改めて市より要望していただきたい。</p>	<p>道路管理者である竜ヶ崎工事事務所から回答をいただきました。</p> <p>現在、本件に対しまして、各市町村より歩道整備要望が多数挙がっており、優先順位をつけて対応している状況にあります。本箇所は、過年度に国予算を活用し、歩道整備を行うも、用地の事情により、注意喚起の看板や路肩の除草等により対応した経緯がございます。そのため、今後は関係各所と連携し、用地の問題が図られた場合、予算の確保のうえ、整備を図ってまいりたいと考えております。</p>	建設部	道路整備課

おくの義務教育学区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
島田	R2-おくの-18	2.市内の婚活支援について 昨年度に引き続き、婚活に関して県の出会いサポートセンターを紹介していただき、市内ろうきん2階の県南事務所からDVDを借り受けて集会のうちに地区の人達に見てもらっています。しかし、いまひとつ区行政で進めることの難しさを感じています。 マリッジサポーターという任命制度があるとお聞きしましたが、地域に何人程いて、どのように活動されているのでしょうか。もっと、このマリッジサポーターの方々のご尽力いただきたいと思います。	県では随時マリッジサポーターを募集しており、知事が委嘱しています。任期は3年(更新可能)となっています。マリッジサポーターの活動内容は、①若者の出会いの相談・仲介②ふれあいパーティーなどの出会いの場づくり③いばらき出会いサポートセンターのPR④結婚して家庭を築くことの大切さ・素晴らしさについての意識啓発となっております。牛久市では約10名のマリッジサポーターが在籍しています。牛久市ではいばらきマリッジサポーター県南地域活動協議会に所属するマリッジサポーターの定例会や情報交換の場として、年4回会議室を提供しています。	環境経済部	商工観光課
島田	R2-おくの-19	3.地域おこし協力隊の導入について 区内の古民家2軒を借りて、NPO法人あさぎ基金のみなさんが、古民家カフェ、自然農法による野菜づくり、ビオトープ、谷津田再生等おこなっていますが、地域の活性化につながることであり、区としてもできるかぎり支援していきたいと考えています。 以前より、小・中学校の生徒達もこの活動に加わってくれていましたが、新生「おくの義務教育学校」においても引き続き参加されることを期待しています。 先般、この古民家活用において、国の事業である地域おこし協力隊の導入を請願し、3月の議会で採択されましたが、その後、国に導入申請はされているのでしょうか。進捗状況をお聞かせください。	令和2年第1回定例会市議会において、「奥野地区地域おこし協力隊の導入を求める決議」が採択されました。これまで牛久市は、地域おこし協力隊の導入・活用については検討しないとの方針であったため、導入についての県・国との協議はしていませんでした。しかしながら、現在本市も人口は減少に転じており、まちの活力を取り戻し、選ばれ続ける街となるためにも様々な施策の検討をしなければなりません。その中の一つとして、来年度以降「地域おこし協力隊」の活用を検討したいと考えております。	経営企画部	政策企画課
島田	R2-おくの-20	4.奥野地区の開発計画について 昨年の市民アンケート調査によると、永住意向を問うた中で「ずっと住みたい」と回答した割合について7つの小学校が60数%だったのに比べて、奥野小学校は46%と低い結果でした。しかも、23%の人が他地域に移りたいと答えています。 移住したい理由として買い物などの不便さや道路、交通機関など生活環境を課題にあげている人が多いようです。 今後、奥野地区に自然公園等を含めたコンパクトな開発の計画を望みます。	令和元年8月に行いました「都市計画マスタープラン改訂に係る市民アンケート調査」によると、「牛久市にずっと住みたい」と回答した人の割合は、他の小学校区ではいずれも65%前後であったのに対し、奥野小学校区では46.4%と最も低い結果となっております。これについては、アンケート送付先を市全域よりランダムに選んでいることから、奥野地区の対象者が少なく、結果に偏りがあることに起因している可能性もありますが、市としても看過できないデータであると捉えております。 牛久市では地域の特徴にあわせて、小学校を中心としたコミュニティ活動の拠点を位置づけております。奥野地区においては「おくの義務教育学校」や奥野生涯学習センター、奥野運動広場などの公共施設が集中する地区がございますが、令和6年度供用開始を目指し、圏央道4車線化、竜ヶ崎阿見線バイパス整備事業が進められており、今後交通利便性が向上する地区と考えております。現在、奥野地区において具体的な開発の計画はありませんが、本地区の状況およびこれらの事業の進捗状況を踏まえ、調査・研究してまいります。 また、市民アンケートより、奥野地区では特に道路等の生活環境の改善が必要とされているという結果が得られており、市としても可能な箇所から不便さの解消、生活環境の改善に努めてまいります。 奥野地区は自然資源や歴史的資源が豊かであり、地区社会福祉協議会の活動も活発であると伺っております。こうした地域特性を活かしながら、市と市民の協働による地域の活性化を図っていきたくと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。	建設部	都市計画課
正直	R2-おくの-21	自走式草刈り機について 自走式草刈り機の購入を要望します。	自走式草刈り機の貸し出しの本来の目的は、農業者の農作業の負担軽減と周辺農地の適正管理を行うこととし、有料で貸し出しておりました。しかしながら、行政区単位で同様の作業をする場合に限り、公に資するものとして特別に無料としておりました。 現在は、自走式草刈り機の耐用年数も超えており、貸し出し時の故障が多発しているのが実情で、貸し出し自体が困難な状況になってしまいました。 そのため、今後は本来の目的どおり、農業者への有料貸し出しに限定し、使用の限界を超えた時点で自走式草刈り機の貸し出しの終了を考えておりますので、新たに購入し、貸し出しを継続することは考えておりません。	環境経済部	農業政策課
井ノ岡	R2-おくの-22	道路(道幅)の拡張のお願い 道路(道幅)の拡張をお願いしている所ではありますが、最近通勤時間帯1時間(7時から8時)約250台の通り抜けが見られます。 その為車両がすれ違いできない状態になっているので道路(道幅)の拡張をお願いします。	以前回答しているとおり、市道14号線の拡幅整備後に事業化の検討(今年度のタウンミーティングだけでも20行政区から24路線の拡幅などの整備要望あり。)をしてまいります。ただし、拡幅により、更に抜け道としての利用が増加することも考えられますので、慎重に判断してまいりたいと考えております。その際は、行政区と相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。	建設部	道路整備課

おくの義務教育学区区タウンミーティング意見一覧

行政区名	ID	意見の概要	回答	担当部署	担当課
桂	R2-おくの-23	1.道路(道幅)の拡張のお願い 桂区民会館から県道までの道路(主要)の拡張工事をお願いしたい。この件はH29より要望しており、現状の検討状況を説明願います。	道路拡幅につきましては、市内全域から多数の要望をいただいているところです。今回のタウンミーティングだけでも20行政区から24路線のご要望(U字溝整備・改修のみの要望は除く。)があり、一度に全ての要望にお応えすることはできませんので、現地の交通の状況、拡幅することは可能か、補償物件の有無、雨水排水の流末は確保できるかなどを確認するとともに、国の交付金の対象となるか県との協議なども行い、様々な条件を整えたうえで整備箇所を選定してまいりますので、ご理解をお願いいたします。	建設部	道路整備課
桂	R2-おくの-24	2.交通弱者に対する行政サービスについて 桂行政区等の交通弱者に対する行政サービスの将来展望と現在の進捗状況を説明願います。(広域バス、公共交通空白地有償運送、デマンドタクシー等) ※買い物、通院等の利便性。料金格差是正。	本年10月から、市内全域で牛久市乗合タクシーの運行を開始します。これにより、事前に会員登録をした市民の方は、目的を問わずドア・ツー・ドアで市内の任意の所に行けるようになります。料金については、市内一律となる予定です。	経営企画部	政策企画課 公共交通対策室
桂	R2-おくの-25	3.自走式草刈機の購入について 自走式草刈機の購入(大和田行政区要望)を支持します。(行政サービスの継続及びボランティア精神の観点より) 以前自走式草刈機を行政区で借りる場合は、無料で貸し出しが受けられたが、貸出時に故障が多く、修理費等の費用対効果を考慮すると、現在所有している自走式草刈機の貸し出しの継続は難しいということであった。 今まで、自走式草刈機の貸し出しをしていたのには、貸し出しを行うだけの理由があったはずである。貸し出ししていた理由が解決されなければ、貸し出しを継続するべきではないか。また、貸し出しできない場合の代替案を提示するべきと考える。(料金等に大きな変動が無いような)	自走式草刈機の貸し出しの本来の目的は、農業者の農作業の負担軽減と周辺農地の適正管理を行うこととし、有料で貸し出しておりました。しかしながら、行政区単位で同様の作業をする場合に限り、公に資するものとして特別に無料としておりました。 現在は、自走式草刈機の耐用年数も超えており、貸し出し時の故障が多発しているのが実情で、貸し出し自体が困難な状況になってしまいました。 そのため、今後は本来の目的どおり、農業者への有料貸し出しに限定し、使用の限界を超えた時点で自走式草刈機の貸し出しの終了を考えておりますので、新たに購入し、貸し出しを継続することは考えておりません。	環境経済部	農業政策課